

静岡県青少年赤十字活動助成金要項

1 目的

この助成制度は、静岡県青少年赤十字加盟校（以下「加盟校」という。）において行われる青少年赤十字活動の充実を図ることを目的とする。

2 助成金の使途

この助成金は、加盟校における青少年赤十字活動に必要な経費に充当する。

3 交付の対象

申請のあった加盟校を交付の対象とし、活動を休止している加盟校及び静岡県青少年赤十字活動研究推進校には、助成金を交付しない。

4 助成金の額

1校につき年間1万円とする。

5 助成金の交付申請

助成金を受けようとする加盟校長は、青少年赤十字活動助成金申請書（別紙様式1）を作成の上、日本赤十字社静岡県支部事務局長（以下「事務局長」という。）に提出する。

6 申請期間

助成金の申請期間は、毎年度、4月1日から2月末までとする。

7 助成金の交付

(1) 助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知により事務局長から加盟校長に通知するものとする。

(2) 交付期間は年2回とする。4月1日から7月末日までの申請については8月末、8月1日から2月末日までの申請については3月末に交付する。

8 活動報告書の提出

活動助成金の交付を受けた加盟校長は、活動の終了後、もしくは当該年度末に青少年赤十字活動報告書（別紙様式2）を事務局長に提出する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。